

# ホール経営における法律相談室

連載 第97回  
全日遊連の「パチンコ・パチスロ攻略法、求人募集詐欺」  
関連に対する注意喚起活動について



加藤総合法律事務所 弁護士 加藤興平

機のオーナーになつてばちんと、  
料収入を得るためにパチスロ機にレンタルし、定額賃料機購入代金を支払つたが詐欺ではないかなどの相談が、全日本遊技事業協同組合連合会（以下「全日遊連」といいます）宛に寄せられるようになりました。今回は、全日遊連のこの問題に対する適切な対応を、ご説明させて頂きます。

## Ⅰ 迅速且つ適切な対応

（1）全日遊連宛に、「パチスロ機のオーナーになつて遊技場にレンタルし、定額賃料収入を得るためパチスロ機購入代金を支払つたが詐欺ではないか」などの相談が、一般の方、消費者センターなどから寄せられました。全日遊連は、詐欺行為を行つている可能性のあるY会社などの調査を行いました。

（2）全日遊連は、当職との間で、詳細な調査の上、今後の対応を協議しました。当職の個人的な意見としては、①パチスロ機にはとても人気のあるパチスロ機のオーナーになることは、人気パチスロ機の販売状況から

適宜、適切に情報を開示しました。

ました。

全日遊連は、一般の方が詐欺被害に遭われないように、全日遊連のホームページ、「パチスロ攻略法・打ち子募集中詐欺への注意喚起サイト」の「被害者の声」欄（<http://www.zennichiyuren.or.jp/activity/release/344>）の報告34、35、及び38に、

機のオーナーになつてばちんと、②パチスロ機がばちんこ店舗に設置されている期間の長短の差は著しく、長期的な定額賃料収入を得がたいこと、③当職の把握している限り、パチスロ機の個人オーナーからパチスロ機のレンタルを受けているばちんこ店舗は存しないこと、④Y会社のホームページには「パチスロ機のオーナーになり定額賃料収入！」、「面倒なことは一切不要」、「レンタル先が確保された商品を販売しております」等と記載されていますが、リスクの記載が存在しないこと、「レンタル先は全国各地の優良店舗」と記載されますが、具体的な店舗名の記載がないことなど、消費者契約法に違反するおそれのある記載が見られることが多いから、Y会社の商

法は詐欺的商法である可能性が高いと考えました。

（3）平成27年、全日遊連は、消費者庁から、当該詐欺被害の問題について対策を検討中とのことで、情報提供を求められました。そのきっかけは、消費者庁が全日遊連のホームページ、「被害者の声」欄の報告34、35及び38を見たことです。全日遊連のホームページは、一般的の個人の方、消費者センターのみならず、消費者庁においても有益なものとなつてきています。

全日遊連は、一般の方が詐欺被害に遭われないようにするため、Y会社に関する調査結果、その他の関連する会社など

に消費者庁に提供し、そ

の後も適切な協力を継続して行つていくことを約束しました。平成28年、全日遊連は、消費者庁から「違反のおそれのある回胴式遊技機の訪問販売事業者を調査」するため、「特定商取引に関する法律」に係る報告要請について」と題する文書により報告の要請を受けました。これは、平成27年に全日遊連が、消費者庁が対応しやすいように協力することを約束していたことが、呼び水となつたものです。全日遊連は、速やかに報告要請に協力し、消費者庁に必要な情報を提供しました。

全日遊連の素晴らしいところは、どうしたら詐欺被害の拡大を防止できるのかを常に考え、一歩進んで、積極的に必要な調査・対応を行つていることです。その結果が、消費者庁、消費者センタ、消費者庁、そして

なにより全日遊連が適切に行動したことが、この結果をもたらしたと当職は考えています。

## Ⅲまとめ

以上、概略を説明致しましたが、各関係者との秘密保持等の関係もあるため、ここに全ての詳細な経過をご説明できることがとて残念です。

当職の目からしても、全日遊連は、全日遊連に相談を寄せる方達に懇切丁寧に適切に対応されており、その情報をホームページ等に掲載して他の方達に伝達していることが、詐欺被害の拡大防止の結果につながっていることは間違いないでしょう。

全日遊連の素晴らしいところは、どうしたら詐欺被害の拡大を防止できるのかを常に考え、一歩進んで、積極的に必要な調査・対応を行つていることです。その結果が、消費者庁、消費者セン

## 【加藤興平 弁護士 略歴】



昭和47年1月生まれ。平成8年10月司法試験合格。平成25年5月に加藤総合法律事務所（東京都中央区銀座一丁目）を開業し、民事、商事、刑事全般を取り扱い、一流企業多数の顧問弁護士を務める。平成15年7月16日に起きたゴールドX問題で、アルゼ（株）との民事訴訟で主任弁護士を務める等、全日遊連とのかかわりは深い。著書は『新・破産法 手続と実務 Q&A』（共著、清文社）2004年刊、等。

このコーナーで取り上げてほしい問題や内容等についての要望は、全日遊連 総務課 [kohoka@zennichiyuren.or.jp](mailto:kohoka@zennichiyuren.or.jp)までお気軽にメールをお送りください。